

## 第2回犯罪被害者等支援条例検討委員会 議事録概要

1 日 時 令和4年9月20日(火) 16:30~19:00

2 場 所 兵庫県庁第3号館7階大会議室

3 出席者

委 員：正木委員長、井関委員、遠藤委員、大岡委員、加藤委員、小山委員、  
寺田委員、土師委員、堀口委員

事務局：城県民生活部長、竹谷県民生活部次長、立石生活安全課長 等

4 内 容

### (1) 犯罪被害者等支援に関する条例案の検討について

事務局から、資料1-1、1-2に基づき、条例案の内容や考え方等について説明

(委員)

条例の名称について、別案「犯罪被害者等の支援に関する条例」の方がよい。

39都道府県では全て「犯罪被害者等支援条例」としている。岡山県の一部、秋田県の一部では、「基本条例」としている。県内41市町も「支援条例」としており、整合性を保つ意味でも別案の方がよい。

犯罪被害者等基本法第5条で地方公共団体の責務が規定され、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。

基本理念である犯罪被害者等の支援等に即しているのは別案ではないか。犯罪被害者にとっても別案の方がわかりやすい。

(委員)

本案「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」の方が被害者にとってわかりやすい。

兵庫県は後発であるために本案を提案していることは評価している。本案とすると、全国が範とする条例になるのではないか。

被害者にとって、被害回復の権利は最も重要なことであり、本案でお願いしたい。

(委員)

名称として長くはなるが、被害者の権利利益の明示が条例の性格を表すものとなり、本案がよりわかりやすい条例になるのではないか。本案でお願いしたい。

(委員)

条例シンポジウムにおいて、個人の尊厳に基づいた権利が訴えられてきている。SDGsにおいても、犯罪被害者等は権利の主体であって、守られる客体ではないという

理念が出ている。時代の流れを考えると、兵庫県としては、権利を明確にする本案を採用したい。

(委員)

「権利利益」は賛成だが少し長いため、趣旨を残したまま短くすることはできないか。

(委員)

条例の前文で権利利益の保護等を強調することは可能か。犯罪被害者等基本法は前文で非常によいことをうたっている。

(事務局)

条例で前文が記載されていることはある。

(事務局)

理念が先行している条例は、前文と目的の2段構えで説明している場合がある。

(委員)

本案でよいと思うが、前文で名称の理由を強調する等の工夫をしてもよいのではないか。

(委員)

前文の有無について、事務局で検討してほしい。

(委員)

本案を支持する。本案の名称が長いことについて、福祉関係法律の名称は長いものが多く、問題にする必要はない。

(委員)

前文を入れて、基本的人権の一つである位置付けを明確にしていただければ、県民の理解を得られるのではないかと思うので、前向きに検討してほしい。

(事務局)

県の条例は基本的に、前文があれば目的の条項がなくなるという体裁をとっていることが多く、内容が薄まることのないよう検討したい。目的において、前文で繰り返し出てくる文言が多くなってくるとは思うが、伝えるべきことは伝え、すっきりした内容とする調整が必要と思っているので、検討した上で諮りたい。

(委員)

検討委員会としては本案で進めてほしい。目的は必要で、前文を記載するから目的を記載しないことにはならないでほしい。その辺りを配慮しながら、県の他の条例と整合をとりつつ、事務局で内容を検討してほしい。

(委員)

「3 定義」の民間支援団体について、県内にどの程度あるのか。

(事務局)

支援団体は多くあるが、具体的な数は把握していない。

(委員)

様々な支援団体が存在するが、いずれも何らかの支援に特化した団体となっている。被害全般の支援を行っているのは、ひょうご被害者支援センターだけだと把握している。

(委員)

本県条例の範囲について、刑法犯、交通犯、ストーカー規制法等とされているが、例えば、宗教関係のいろいろな被害が発生しており、警察事案になっていない埋もれた被害もあるため、対象にできないか。

(事務局)

「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」の状態にあれば、対象になると認識している。

(委員)

できるだけいろいろな被害を排除しないため、何らかの文言を入れることも検討してほしい。

(事務局)

「犯罪等」について、法律も他府県条例も概ねこのような記載で、宗教関係は例示のようなものになると思うが、どれを例示として記載するのか検討が必要であるため、直ちに追加することは難しい。

(委員)

条例に入らない場合は、併せて作るパンフレットに記載してほしい。

(事務局)

犯罪体系で規定されているもの以外で、つきまとい等も対象にしていく。宗教関係といった個別具体的な名称を記載するのか、もう少し広範囲で記載するのかというところである。刑法犯や犯罪として認定されているもの以外でも被害者になることをパンフレット等に記載することは必要だと考えている。その辺りも配慮しながら進めたい。

(委員)

兵庫県条例は最後発になっているので、現在の事案に対応するような形を作ってほしい。

県警生活安全部が所管しているような、特別法に関する経済事犯による被害者も多くいるので、そちらも被害者の範囲としてわかるようにしてほしい。

(委員)

宗教関係は、今後どのように進んでいくか不明ということもあり、今回は議論する必要はないと思われる。また、基本法・基本計画に含まれていない事を、いま持ち出す意味が理解できないし、何を言っているのかわからない。

(委員)

犯罪等の定義としては、案の記載が精一杯かと思う。犯罪被害は条例違反等多岐にわたる中、宗教関係を記載することは難しい。迷惑防止条例違反等いろいろなものが網羅できるような大まかな文言で、できるだけ漏れがないように配慮をしていただいて、パンフレットにもそういうものが含まれることがわかるようにしていただくということがまずは精一杯かと考えているので、事務局で進めてほしい。

5～9について、事務局案では努力義務であることをより明確にするために「責務」としている。

(委員)

本日の説明を聞いて「責務」でよいと思う。

(委員)

「8 民間支援団体の責務」について、支援団体と連携しながら推進するという県側の責務だと思う。被害者支援団体は任意団体であるため、お役所目線が強い印象がある。

(委員)

努力目標で役割と同じ意味であるため、「責務」でよいと思う。

(委員)

努力目標としてしっかりとやっていく責務ということである。

(委員)

県民に対しての条例でもあるので、民間支援団体として県民に対して責務を果たす旨を記載することはよい。

(委員)

ここは全て「責務」で進めてほしい。

(委員)

13～18 について、「講ずるものとする」という締め方となっており、文言のレベルを上げた方がよいのではないか。「講ずるもの」は日本語としては手立てを考えると意味である。手立てを考えて終わりではなく、必ず取り組まなければならない内容もあると思うので、その辺りの締め方を検討してほしい。「12 財政上の措置」は、その時のいろいろな事情があるため、「講ずる」でよいと思うが、心身に受けた影響からの回復、安全の確保、居住の安定等は、被害者にしっかりした形で提供すべき内容だと思うので、「講ずる」では少し弱いのではないか。

また、今後、ワンストップ窓口を設けるにあたり、県内部で専門的人材を育てていく責務があるのではないか。

(委員)

「13 相談、情報の提供等」について、「講ずるものとする」は不十分だと思うし、ワンストップ相談窓口を設置する旨の条文もない。考え方で、「相談窓口の設置については並行して検討」とあるが、相談窓口を設置する旨の条文が必要で、そうすることで初めてワンストップ相談窓口が設置できるのではないか。設置の具体的な内容を施策で検討していくことはよいと思う。

神奈川県条例第 10 条で総合的支援体制の整備という規定があり、総合的なワンストップ相談窓口として、かながわ犯罪被害者サポートステーションが設置されている。埼玉県条例第 21 条で総合的対応窓口の体制の充実という規定があり、彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターが県庁舎内に設置されている。当条例においても、総合的相談窓口を設置する条項を入れてほしい。

神奈川県では、「犯罪被害者等支援を一体となって実施するために必要な総合的な支援体制を整備するものとする。」としているように「整備」という言葉を使っている。横浜市では、「市は、この条例に規定する支援を総合的に実施するための窓口を設置し、必要な識見を有する職員を置くものとする。」と明確に規定している。埼玉県も「県は、市町村が設置する犯罪被害者等支援を総合的に行う窓口の体制の充実を図るため、市町村に対する情報の提供、助言、研修の実施その他の必要な援助を行うものとする。」としているように、「講ずる」という言葉はいずれも使われていない。

(委員)

ワンストップ総合的対応窓口について、条文の中で触れていただきたく、11の2あたりで入れるのが適切かと思う。

市町のワンストップを進める意味では、ひょうご被害者支援センターが総合的な窓口となった上で、県も市町と連携し支援を推進していく必要がある。市町に情報を共有、意見を交換するだけでは、市町は身動きがとれず、また、専門性を持つ方がおられない場合が多いので、その辺りを県の職員が対応していく必要がある。

埼玉県、神奈川県、横浜市と同様、県、警察、民間団体が三位一体となって連携しながら県として窓口を設ける。彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターは、常勤3名、非常勤2名というしっかりした体制で支援している。そういう体制を兵庫県にも作っていただけるような条文への記載をお願いしたい。

(委員)

滋賀県でも「総合的支援体制の整備」と記載されており、後発の兵庫県も記載する必要があると思う。

71 機関からなる兵庫県被害者支援連絡協議会では、具体的な協力関係や支援のあり方を議論したことはほとんどない。

その辺りを前に進めるため、総合的支援体制を11あたりに記載してほしい。

(委員)

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターは、どのように機能しているのか。

(委員)

総合対応電話として一つのラインが相談を受け、埼玉県、埼玉県警察、民間団体に振り分ける体制をとっている。市町村が対応に苦慮している事例があれば、埼玉県の専門職員が対応していく。人数に限られるので、どのようにワンストップをしていけばよいかという情報提供を行い、必要に応じて現地で一緒に支援する。市町村は県へは信頼しながら相談しやすい実情がある。

(委員)

市町村のワンストップ窓口が教えを請いに来るのか。

(委員)

教えを請いに来る。市町村がなかなか専門の方を置けず、1～3年程度で職員が変わるので、ノウハウが蓄積されない。それを県の専門の方がフォローしながらワンストップ体制の助言や指導を行う。

(委員)

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターは、県、県警、民間支援団体のスタッフが常駐しているのか。

(委員)

民間へ委託しており、埼玉県、埼玉県警察、民間団体へ相談を流していく体制をとっている。同じ場所に3機関が常駐して連携しながら支援している。窓口には専門職、社会福祉士、精神保健福祉士、元警察、看護師等、常勤3名、非常勤5名で運営していると聞いている。

(委員)

電話を受ける窓口は委託して、そこに専門家がいるということか。

(委員)

総合対応窓口を支援センターに委託して、そこがまず受けて、民間が受けるべき事案は民間が受け、市町村がワンストップで受けるべき事案は、県の職員に振っていく体制である。

(委員)

被害の形はそれぞれの事件で違ってくるため、それぞれの支援メニューがあるべきではないか。神奈川県や埼玉県に負けないような窓口を作ってほしい。

(委員)

ワンストップ又は相談センターの整備内容については、施策で検討するべきだと思うが、11又は13でそれを作ることがはっきりわかるように記載する方向で検討してほしい。

13～18について、事務局でもう少し具体的にできるようなところはあるか。

(事務局)

具体的な記載について、総合的な支援やワンストップサービスを含めた犯罪被害者への支援、県全体で具体的な支援が行き届いていくための市町への働きかけがあげられる。今後、具体的施策の検討や予算協議が進んでいくため、本日議論いただいた内容を施策に反映し、条例の文言をできるだけ具体化していきたい。

「講ずる」という文言について、文言の整理や行政側の趣旨と合っているかという面も含めて精査していきたい。

(委員)

「講ずる」が続いているが、軽重を付けて、できるだけ踏み込むように検討してほしい。

(委員)

「11 支援体制の整備」について、神戸市条例第9条のように、県が民間支援団体を支援するといったもう強いメッセージを込めることはできないか。

(事務局)

25で民間支援団体に対する援助を記載しているが、「必要な施策を講ずる」としてあるので、もう少し強く記載できないか検討したい。

(委員)

「13 相談、情報の提供等」の考え方について、「弁護士、臨床心理士等を想定し」としているが、第4次犯罪被害者等基本計画では、「地方公共団体における専門職の活用及び連携・協力の一層の充実・強化」として、「社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の専門職の活用」と記載されている。日常生活又は社会生活を円滑に営むための相談情報提供であれば、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師も追記すると、国の施策に準じたものになる。

(委員)

公認心理師等を含める必要がある。「弁護士、臨床心理士等」とした意図はあるのか。

(事務局)

特に意図はないため、指摘のとおり追記したい。

(委員)

「15 心身に受けた影響からの回復」について、「心理的外傷」としているが、医学用語では「心的外傷」というため、そちらの方がよいのではないか。

「13 相談、情報の提供等」について、「専門的な知識又は技能を有する者」の中に、精神科医も含まれることを理解してほしい。

(委員)

「心的外傷」の記載について、検討してほしい。

「14 損害賠償の請求に関する情報の提供等」について、損害賠償の再提訴費用の支援を検討できないか。再提訴費用の支援は、岐阜県、愛知県、大阪府、香川県、高知県、福岡県で規定がある。損害賠償は、加害者の刑務所への収容や逃走により時効になる場合が多く、それに備えて再提訴するものである。犯罪被害者遺族の何とか償わせたいという気持ちを踏まえ、再提訴費用の支援を検討してほしい。県内では明石市しか対応しておらず、県の大きな出番だと思うので、条例に組み込んでほしい。



「17 居住の安定等」について、県営住宅への入居等の配慮はありがたいが、県営住宅を確保しても、転居費用がなければ転居できない。そこに住めない人の生活の安定の実質的な保証のため、転居費用の支援を検討してほしい。県内で転居費用を支援していない市町は半数程度ある。居住地に関わらず一定の支援を行うため、検討してほしい。

(委員)

再提訴費用は重要なことで、何らかの記載をしてほしい。

「17 居住の安定等」について、適当な場所がない時に民間の住宅を使用するといったことも、施策として検討できないか。

(委員)

遠方の県営住宅への被害者の入居が困難な場合に一時的なアパートの賃貸費用を支援することを施策にできないかということである。

(委員)

再提訴費用支援のほか、再提訴時期がチェックできるような仕組みを指針等で作っていただけないか。

三重県でも借り上げ民間住宅による支援をしており、その辺りは入れてほしい。遠方がかえって利点になる場合があり、出所者からの報復を警戒して遠くに逃げたい要求がある。そのような場合に県営住宅は威力を発揮するものと期待している。県で転居費用を支援する場合は、対象期間を長くしていただけるとよい。

(委員)

早期に転居してからゆっくり今後の安定的な住む場所を考える人もいるので、対象回数を2回にするか、対象期間を長くするかというところである。

(委員)

「25 民間支援団体に対する援助」について、民間支援団体へ援助する旨を条文で記載できないか。

(委員)

長野県スキーバス事故、京都アニメーション事件、大阪クリニック事件等、複数の都道府県の被害者が発生する事案がある。大阪府、京都府における司法解剖後の遺体搬送費について、府内の搬送費は公費負担となるが、府外の搬送費は公費負担されない運用で、大阪府警、京都府警のホームページでその旨掲載されている。兵庫県警のホームページには、その辺りは掲載されていないが、どのような運用となっているのか。

(委員)

兵庫県内の遺体を司法解剖した場所から県内の自宅や葬儀場所等までの搬送費を公費負担している。県外へ搬送する場合の県境からの搬送費は、遺族に負担いただいている。3カ年平均で毎年25件程度搬送しており、そのうち毎年3件程度県外へ搬送している。

(委員)

各県警の連携により公費負担する制度にはなっていないのか。

(委員)

各都道府県の実情を踏まえ経済的支援制度として策定しており、発生地を管轄する警察の制度を適用する運用となっている。県外で発生した事件については、基本的に兵庫県の制度を適用することはない。

(委員)

葬儀費用に遺体搬送費や遺体修復費が含まれているかわかりにくいため、公費負担の有無を確認できる仕組みになり、できるだけ公費負担してほしい。

(委員)

兵庫県では遺体修復を民間企業に委託しており、司法解剖された遺体の8割以上を修復している。

(委員)

「21 重大事案への対応」について、どのようなことを想定しているのか。

(委員)

条例を踏まえて施策を検討していくことになると思うが、既に行われている施策や検討している施策があれば説明してほしい。

(事務局)

犯罪被害者が多数の場合、多くのマスコミ等が来る、支援者が不足する可能性があり、その辺りの対応を速やかに行える体制にすることを想定している。

(事務局)

「県は」という文言に、行政部局と警察が含まれる。発生直後は情報を持つ警察が一義的に対応し、次段階の支援で、行政部局も様々な所と連携しながら対応していくことだと思う。広域的な災害や多くの被害者が出た場合、兵庫県こころのケアセンタ

一等とも連携しながら様々な支援を行っており、その辺りを計画や支援マニュアル等で記載して、情報共有しながら支援できるよう関係機関で備えていくことが大事だと思う。具体的な支援について、公表されている運用以外にも情報を網羅して共有し、情報発信することも大事で、県警と連携していきたい。

(委員)

「21 重大事案への対応」について、兵庫県が関わったものとして附属池田小学校事件があり、大阪府等の関係機関と体制を整備し、保健師や臨床心理士等で協力して対応した。何かあれば対応するが、規定があればより対応しやすくなるため、この条例案はよい。

(委員)

被害者家族が多い事案では、兵庫県内の対応人員では足りないと思う。京都アニメーション事件の時も対応人員が不足したと聞いている。そういう時に他府県とスタッフを相互応援できるような協力体制ができないか。

(委員)

21 や 24 に関わることだが、国土交通省は航空会社等事業者の被害者等支援計画を策定するためのガイドラインを設けており、被害者支援を含めた事業者等への理解促進を県で取り組んでほしい。企業等が被害者のことを理解しないために被害者に不利益が生じている場合もあると思うので、その辺りの理解促進が重要である。

(委員)

神戸市は政令指定都市であるが、兵庫県の条例ができた後はどのように適用されるのか。

令和5年度以降想定している支援メニューを当検討委員会で提示いただけるのか。

(事務局)

兵庫県内全ての市町に条例があるが、県条例が施行されても、市町条例ともに適用される。

ワンストップ相談窓口の設置等について、他府県の状況等を確認しながら検討を進めている。

(委員)

「26 学校における教育等」について、教育を受けることが妨げられないようにする支援は難しい問題だと思うが、どのようなものを考えているのか。

(事務局)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置が進み、外側から支援する体制が整ってきている。犯罪被害者に関わらず相談件数は増加傾向にあるため、配置人数等を増やしていきたい。

(委員)

被害者や被害者の子どもが精神的に被害を受けて学校へ行けなくなっても、義務教育を受ける権利はある。そういう子どもたちにどのように教育を受けられるようにして権利を保証していくのかという趣旨である。

(事務局)

難しい事案で市町だけで収まらない場合は、教育事務所で精神科医、スクールソーシャルワーカー、カウンセラー、スーパーバイザー等からなるサポートチームを作って事案を共有し、不登校対策に取り組んでいる。

(委員)

事件の影響で行けなくなった子どもについて、少なくとも学校で本来受けられる教育を自宅等で受けられないかというもので、不登校対策とは意味が異なる。この問題は難しく、リタイアした先生が対応する方法もあるのではと考えている。具体的に教育を受けることを考えるのは難しいのか。それに取り組んでいかなければ、本当の意味で被害者児童への対策にはならない。

(事務局)

犯罪被害にあった生徒が行けなくなっても、タブレット端末を活用した授業等を行うことができ、県立高校においても、いろいろな形で卒業や学習は保証されていくと考えている。

(委員)

どのような理由で行けなくなると捉えているか。

(事務局)

本人が精神的なショックを受けていること、周囲の目を気にしていること、周囲から何かを言われることにより行けなくなると考えている。

(委員)

普通の不登校とは違って、精神的回復の時期、例えば数カ月を乗り切れば、戻ってくることは可能だと思う。その間の授業に遅れないための対策を考えてほしい。被害を受けて、家庭教師を雇うようなことは負担となるため、その間、何とか対応できないかということである。被害者側が自分で対応する状況はおかしく、普通の不登校と

は意味が違うので、何らかの対応を行ってほしい。

(事務局)

別の授業を設けることは難しいが、行けなくなった子どもも教育を受ける権利があり、遅れを取り戻して自立できるようにと考えているので、検討していきたい。

(委員)

神戸市では学習支援の費用を負担する制度がある。三重県では条例第 23 条で学校における教育の促進の規定があり、学校における教育等という漠然としたものではなく、犯罪被害者の兄弟姉妹等が行けなくなることを想定している。学校の子どもたちの意識も変えていく必要がある。

(委員)

教育の役割は、犯罪がどのような影響をもたらすか子どもたちに教えることではないか。犯罪がどういう問題を引き起こしてどのように苦しむかということを教育現場で子どもたちに教えていくことが、犯罪減少につながり、また、犯罪被害者支援の基本になると思うので、教育で犯罪被害が及ぼす影響を学んでもらうという条文を入れて欲しい。

(委員)

「26 学校における教育等」の 1、2 ともに重要で、県として何を行うか難しいところもあるが、意見を踏まえて検討してほしい。

(委員)

第 1 回検討委員会の資料 1 「犯罪被害者等支援を取り巻く状況」の本県の犯罪被害者等への主な支援で、支援する部署が分かれており、連携をしっかりとってほしい。いろいろな部署の担当者が数年で異動する可能性があるため、その辺りもしっかりしてほしい。

(事務局)

本日も多岐に渡る掘り下げた議論をいただきお礼申し上げます。県の役割は、広域的な施策を行っていくこと、様々な支援を総合的に俯瞰した上で必要な支援につなげていくこと等である。

市町についても、犯罪被害者が神戸市のように一定数おられる自治体もあれば、ほとんど事例がない自治体もあり、レベルが均一ではない。今回、兵庫県が条例を持つことで、研修会や連絡会議等でその辺りを働きかけていく。

広域の支援についても、日頃から近隣府県との関係性を持ちながらいざという時には顔の見える間柄で動いていくこと等が非常に大切である。

条例に記載する文言を含め、多くの提案をいただいたので、きめ細やかに配慮して、組み立てていきたい。本日いただいた意見を元に条例案を再検討、修正し、パブリック・コメントに出す前に確認していただく。

## (2) 今後のスケジュールについて

事務局から、資料2に基づき、今後のスケジュールについて説明

(委員)

本日は多岐に渡る意見が出て、条例案を含む大幅な修正が必要となるため、パブリック・コメント前にもう一度委員会を開催するというところでよろしいか。

【異議なし】

(委員)

支援メニューを当検討委員会に提示する時期はいつ頃となるのか。

(事務局)

本日いただいた意見全てを反映するのは難しいと思うが、次回、もう少し具体的に現案という形で説明する努力をしていきたい。

(委員)

次回、11月上旬の委員会で施策もできるだけ具体的に報告いただき、内容をかため、パブリック・コメントに入っていく予定とする。